

価格転嫁対策の円滑な実施と実効性確保を求める意見書

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）は、日本企業の9割以上、雇用の約7割を占め、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域経済・社会の支えとなっているが、原材料費・物価の高騰が続く中、賃上げの必要性に迫られるなど、厳しい経営状況に置かれている。

内閣官房と公正取引委員会は令和5年11月、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁のガイドライン」という。）を公表し、企業に価格転嫁の実施を求めてきたところであるが、実施できた企業の割合は上昇傾向にあるものの、業種や事業規模、下請構造によって価格転嫁の実態にばらつきが見られ、道半ばの状況にある。

よって、国においては、中小企業等がより実効的な価格転嫁対策を実施し、適切な取引につなげることができるよう、次の措置を講ずることを強く要望する。

- 1 取引価格の上昇がサプライチェーンの上流から下流へと全体に波及し、賃上げの原資となることを目標に、政府が一体となって「労務費転嫁のガイドライン」の更なる周知徹底を図ること。
- 2 「労務費転嫁のガイドライン」の運用状況を確認し、立場の弱い中小企業等が労務費を価格交渉の場に出すことができているか綿密なフォローアップを行うとともに、改善すべき点を洗い出し、具体的な支援策を講ずること。
- 3 多重下請業者や個人事業主、フリーランス、また、映像コンテンツ業界や運送業界等、特に労務費転嫁が困難であるといわれている業態・業界の状況把握をさらに進め、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」と合わせて対策を講ずること。
- 4 労務費をはじめ、原材料費、エネルギー費等の転嫁状況を把握するため、引き続き、無作為アンケートや個別のヒアリング等を実施し、調査結果の適時適切な公表を継続すること。
- 5 公正取引委員会や取引調査員（下請Gメン）等の人員体制を強化すること。また、とりわけ一部の地域が取り残されないよう、地方での価格転嫁対策を強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
新しい資本主義担当大臣
賃金向上担当大臣
内閣府特命担当大臣
（経済財政政策）

宛て

福島県議会議長 西山尚利